瀬戸内市長 様

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 年 月 ~ 令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、瀬戸内市内に居住していることを瀬戸内市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを瀬戸内市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を瀬戸内市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を瀬戸内市が確認すること。
- 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

ふりがな		認定	生年月日	昭和・平成	年	月	月
氏 名	※償還払いの場合の振込先は認定保護者名義の口座です	子ども続柄	住所	電話番号:	_	-	

2. 認定子ども(一人につき一枚の請求書が必要です。)

法第30条の	4の認定種別 □ 第2号 □ 第3号	認	定	番号	コナ							
ふりがな		生	年	月日	3	平成•	令和		年		月	日
氏 名		令和	П	年		月	日 ~	令和	年	月		日の間の住所
八 石				上記	住	所のと	こおり		転入し	た	i	転出した
上記で転入る	転出	日を	:記2	人		令和		年		月	日	

3. 償還払いの振込先(※1)

前回の振込口座と同じ口座を指定する	□ はい(□	座記載不	要)	□いいえ(下欄に口座を記載すること)					と)
金融機関名		預 金	種	目口	ř通		当座		
銀行・信用金庫	支店	口座	番	号					
農協・信用組合	出張所	口座分	ガナ名義。	人					

※1 振込先は、子育てのための施設等利用給付認定を受けた、認定保護者 (請求者) 名義の口座です。

認定保護者(請求者)と口座名義人が異なる振込先を指定する場合は、裏面の受領委任記入欄に記入してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業(複数記入可)

1	ふりがな施設・名			所	在	地	電話番号:		_	_	
	契約してい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額		円
	ふりがな						₸				
2	施 設 · 事 業 名			所	在	地					
	事 業 名						電話番号:		_	_	
	契約してい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額		円
	ふりがな						₸				
3	施設・ 事業名			所	在	地					
0	事 業 名						電話番号:		_	_	
	契約してい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額		円

4	ふ施事	り が 設 業	•			所	在	地	〒				
4	事	業	名						電話番号:		-	-	
		契約し	てい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額		円
	Š	りが	な						₸				
(5)	施事	設	•			所	在	地					
0	事	業	名						電話番号:		_	_	
		契約し	てい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額		円
	Š	りが	な						₸				
6	施事	設				所	在	地					
0	事	業	名						電話番号:		_	_	
		契約し	てい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額		円

※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、 当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した 月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳

利月	用年月	応引外株月旭版 病児保育・子育でに支払った 援助活動支援事業			支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して 小さい方)
令和	年	月	円	円	円	円	円
令和	年	月	円	円	円	円	円
令和	年	月	円	円	円	円	円

- ※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明 書を添付して下さい。
 - また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなりま
 - ・月途中で認定期間が終了する場合、
 - または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始される場合、
 - __または別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の 日数

	本請求書にかれ	いる施設	等利用	費の給付に関っ	する権限を、	次の代理人に	工委任しま	す。	
受						令和	年	月	日
領委		住	所						
任記		認定任	呆 護 者			P		•••••	•••••
ㅁㄴ			****						
人欄	代 理 人	住	所						
	(振込口座名義人)	氏	名			P		•••••	•••••